

議 案 第 28 号

職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公務員法の改正により、条例で定める降任、免職の手続及び効果に関する規定が同法において定められることから、当該規定を削除するため。

職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和26年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「降任」を「降任し、」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「降任」を「降任し、」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「職員を降任」を「職員を降任し、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第3条第2項中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。